

【資料3-7】

新障第1340号

平成28年9月5日

各所属長様

福祉部障がい福祉課長

(担当：共生社会推進担当)

視覚障がいのある人などの代筆対応に係る照会結果と合理的配慮について（通知）

1. 照会結果

平成28年4月13日付、新障第139号「視覚障がいのある人などの代筆対応について」における照会結果（職員による代筆が認められない書類とその根拠）は下記のとおりでした。それ以外は、職員による代筆対応が可能と考えられますので、適切な対応をお願いします。

	所属名	職員による代筆が認められない書類名	根拠
(1)	市民生活課パスポートセンター	①一般旅券発給申請書（5年・10年・記載事項変更用）、②一般旅券査証欄増補申請書、③紛失一般旅券等届出書、④一般旅券受領証	旅券法第15条及び旅券法施行規則第11条第2項～第4項により職員による代筆は認められない。
(2)	監査委員事務局	住民監査請求に係る監査請求書	地方自治法施行令第172条第1項の規定による必要な措置の請求書は、同条第2項の規定に基づき地方自治法施行規則第13条に定める様式でなければならない。その様式では、行為者の氏名は自筆署名又は点字とされているため、職員による代筆は認められない。

※ この他に、職員による代筆が認められない書類がある場合は、障がい福祉課までお知らせください。

2. 職員による代筆対応に係る留意点

平成28年4月1日に施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「共生条例」という。）」では、「障がいのある人（自筆困難者）から何らかの配慮（職員による代筆）を求める意思の表明があった場合、その人の人権・意向を尊重して、社会的障壁を取り除く変更や工夫（職員による代筆）をしないこと」を合理的配慮の不提供として法的義務で禁止しています。

そのため、法令等に根拠のある1(1)、1(2)以外の書類については、自筆困難者から職員による代筆を求められた場合、「複数の職員で対応する」「自筆困難者の意思表示の内容を記録として残す」等、各所属において一定のルール（※別紙参照）を定めた上で、合理的配慮（職員による代筆）を提供する必要があります。

なお、複数の所属から「条例・規則等で定める様式（資金の貸付申請、保証契約等に係るもの）により、本人の意思確認のために自筆署名を求めていることを根拠に、職員による代筆が認められない書類がある」という連絡をいただきました。

しかし、資金の貸付や保証契約のような民法上の契約において、民法等の法令は本人の意思確認のために自筆署名を義務付けていません。（※法制課確認済）

自筆署名以外の方法で本人の意思を確認することができれば、民法上の契約は有効であり、職員による代筆が可能であることについて、ご留意ください。

3. 条例・規則等の改正

法令等の根拠なく、条例・規則等における様式等において、本人の意思確認のために自筆署名を求めている場合、自筆困難者の申請等を拒否・排除することになり、共生条例で禁止する不利益な取扱いに該当します。

そのため、本市の条例・規則等にある様式等において、本人の意思確認のために自筆署名を求めている場合、「ただし、疾病又は身体の障がいにより署名することが困難な場合は、本人以外の者が、署名することができます。その場合には、署名することが困難な理由、署名した者の氏名及び申請者等との関係を記入してください。」などの一文を追加する条例・規則等の改正を行い、自筆困難者の場合は、本人以外の署名が認められることを明記願います。

【改正例】貸付申請者氏名、連帯借主氏名及び連帯保証人氏名は、それぞれ必ず本人が署名してください。ただし、疾病又は身体の障がいにより署名することが困難な場合は、本人以外の者が、署名することができます。その場合には、署名することが困難な理由、署名した者の氏名及び申請者等との関係を記入してください。

— 問合せ先 —

障がい福祉課 共生社会推進担当：竹中

電話：(025) 226-1248（内線 31248）

Mail：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

「主要行等向け監督指針 平成 28 年 3 月（金融庁）」より抜粋

III 主要行等監督上の評価項目

III-4-4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供

III-4-4-2 主な着眼点

(2) 業務運営態勢等

①自筆が困難な障がい者等への代筆について

障がい者等のうち自筆が困難な者（以下、「自筆困難者」という。）から、口頭で預金口座開設等の預金取引や融資取引の申込みがあった場合、以下に示す自筆困難者の保護を図ったうえで、代筆を可能とする旨の社内規則を整備し、十分な対応をしているか。なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。

イ. 預金取引の場合

a. 自筆困難者が、預金取引に関して意思表示した内容を次に掲げる者に代筆を依頼した場合、依頼を受けた者による代筆が可能であることを定めているか。

i) 自筆困難者と同行した者（注 1、注 2、注 3）

ii) 銀行の職員（複数の職員が確認するものとする。）

（注 1）自筆困難者が来行せず、当該者からの依頼を受けたとする者のみが銀行に訪れた場合、自筆困難者本人に対して、当該来行者への代理権授与の意思や取引意思を確認することとしているか。

（注 2）自筆困難者が単独で銀行に訪れた場合は、上記 i) の者との再度来行を求めるのではなく、銀行の職員が代筆することとしているか。

（注 3）自筆困難者が、例えばヘルパー等の同行者に、代筆を依頼する意思がない場合、当該同行者へ代筆を依頼するよう求めるのではなく、銀行の職員が代筆することとしているか。

b. 上記 a. の社内規則等に、少なくとも以下のことを代筆の際の手続きとして定められているか。

i) 自筆困難者の意思表示の内容を記録として残すこと。

ii) 親族や同行者が代筆した場合は、銀行の職員が複数で代筆内容を確認し、確認した事実を記録として残すこと。

iii) 銀行の職員が代筆した場合は、複数の職員が確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すこと。

ロ. 融資取引の場合

自筆困難者が、融資取引に関して意思表示した内容について、推定相続人や第三者保証提供者など返済義務を承継する可能性のある者（自筆困難者と同行した者に限る。以

下「同行推定相続人等」という。)に代筆を依頼した場合、当該依頼を受けた者による代筆が可能とすることを定めているか。

その際、少なくとも以下のことを社内規則に定めているか。

- i) 自筆困難者の意思表示の内容を記録として残すこと。
- ii) 同行推定相続人等が代筆した場合は、銀行の職員が複数で代筆内容を確認し、確認した事実を記録として残すこと。
- iii) 同行推定相続人等以外の者による代筆を認める場合、複数の職員が立ち会い確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すこと（注）。

(注) 同行推定相続人等がない場合であっても、そのことのみをもって融資を謝絶すると、自筆困難者の自立した日常生活及び社会生活の確保を困難にさせるおそれがある。

このため、銀行は、自筆困難者の日常生活や社会生活を確保する観点から、公証人制度の利用や 弁護士の立会いを求めるなどの解決策を検討することが重要と考えられる。また、当該対応策による融資の際は、銀行の本部や地域本部等の権限のある役席者が 確認する態勢を設けるなど、後において、債務の存否を争うようなトラブルが発生しないよう留意する必要があると考えられる。